

令和 5 年度 第 9 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 5 年 11 月 10 日 (金) 午後 3 時 30 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 每田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 40 号 非農地証明申請について 議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第9回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第9回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、7番 久米委員、8番 中本委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係委員に該当する村上委員は退席をお願いします。
事務局	(村上委員の退席を確認) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。 申請番号20番 農地の所在 大字竹内 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積197m <sup>2</sup> 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人の依頼により譲受人が以前から耕作している申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜を耕作される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。 以上の1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (村上委員の復帰を確認) 続きまして議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請につい

事務局

て 事務局の説明をお願いします。

2ページから 11ページをご覧ください。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めます。

申請番号 11番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字逢東 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 599m<sup>2</sup>。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の法人です。施設の概要は駐車場、申請事由は「駐車場拡張のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。本案件の転用事業者は、逢東地内で鉄や金属等の回収再生業及び自動車等の解体業を営む法人です。この法人は現在、申請地の隣接地に従業員の通勤車両や営業用車両の駐車場を整備しておられます。手狭になってきたために駐車場の拡張を計画し、現在の駐車場の近くに適地を探しておられたそうです。こうした状況の中、西側に隣接する申請地の所有者から土地を譲ってもらえることになり、条件面等でも合意に至ったことから申請をされたものです。

工期については、令和6年1月から3月末までを予定されています。

土地造成については、表土を整地後に碎石を20cm程度敷きならして露天駐車場に整備し、営業用車両や部品を取る車両の駐車スペースを確保する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費、建築費、その他費用の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1m<sup>2</sup>当たりの土地買収費は約 [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明します。申請地の排水勾配は東側の水路に向けて1%取りますので、西側隣接農地への土砂の流入及び堆積はないものと見込んでいます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地の周辺は逢東集落内に位置する小区画の農地で、申請地を含む一団の農地面積が10ha未満であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「既存施設の拡張(既存施設の拡充のため既存の施設に隣接する土地において整備される施設)」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

申請番号 12番 権利の区分は使用貸借権。農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 1,177m<sup>2</sup> の内 546.95m<sup>2</sup>。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の個人と琴浦町外の個人で、譲渡人と譲受人の琴浦町内の方は親子の関係で

す。施設の概要は一般住宅、申請事由は「一般住宅建築及び進入路整備のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人2名は今年12月に結婚を予定しておられる方で、今年の春に結婚の報告を両親に行われた際に譲渡人である父親から、「結婚を機に自分が所有する土地に家を新築してはどうか」という提案を受け、婚約者であるもう一人の譲受人との協議の結果、新居を建てる計画として申請をされたものです。

なお、申請地の面積は1,000m<sup>2</sup>を超えており、住宅敷地及び町道からの進入路として必要な部分を分筆した上で転用し、残地については今までどおり農地として利用する計画となっています。

工期については、今年12月から令和7年3月末までを予定されています。一般住宅建築としてはかなり長めになりますが、工期を土地造成のみを行う第1期工事と、土地を半年ぐらい落ち着かせてから住宅建築を行う第2期工事とに分けて計画されたため、1年を超える期間になったということでした。

土地造成等について説明します。申請地では、隣接地との境界にコンクリートブロック2段積から5段積を施し、表土を真砂土に入れ替えたうえで、コンクリートブロックから10cm下を地盤面の高さに整地します。その後、最高高さ7.3mの木造2階建住宅を建築し、合わせて自家用車2台分及び来客用の駐車スペース、西側町道からの進入路を整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。埋立整地費及び建築費、その他費用の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地の北側には農地が隣接していますが、住宅は境界から最低1.7m離して建築する計画となっているため、日照及び通風等への影響はないものと思われますし、隣接農地の耕作者からは転用事業に同意する旨の文書が添付されています。

地盤面の排水勾配はおよそ1%とし、通路部分では西側道路側溝方向に、住宅建築部分では東側水路方向にそれぞれ取るため、隣接農地への土砂の流入及び堆積はないものと見込んでいますし、雨水については、敷地内に設置する雨水浸透枠を経由させ西側の既設水路に放流、生活排水については、公共下水道に接続して処理する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地はJR浦安駅から500m以内に位置していることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。

なお、本案件の申請面積は一般住宅の転用面積の上限 500 m<sup>2</sup>を越えていますが、住宅敷地以外に進入路部分の面積を含む申請であることから、事前に許可権者である県の担当者に問い合わせを行った結果、やむを得ないと認められる旨の意見をもらっていることを申し添えます。

申請番号 13 番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字美好 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 293 m<sup>2</sup>。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。施設の概要は一般住宅、申請事由は「一般住宅建築のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は現在、申請地西隣の住宅で奥さんと2人暮らしをされていますが、今の住居では部屋数が限られていることもありますし、県外で生活する2人のお子さんが帰省された際などには手狭だと感じておられたようです。さらに駐車場も狭く、既存の車庫に車を2台停めると他の車の駐車スペースがなくなることから、自宅近くで居住用住宅及び駐車スペースを十分確保できる土地を探しておられました。こうした状況の中、自宅東側に隣接する申請地の所有者である譲渡人に売買の打診をされたところ、高齢であることや労力不足のため今後耕作する意向がないといった理由により、双方の間で合意に至ったことから土地を選定して申請をされたものです。

工期については、今年12月から令和6年6月末までを予定されています。

土地造成等について説明します。申請地の東側、西側、北側の境界部分にはL型擁壁を設置し、南側の町道の高さまで最高70cm真砂土で埋め立てます。その後、最高高さ7.7mの木造2階建の住宅を建築し、合わせて自家用車2台分と来客用の駐車スペースを整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費、建築費、その他費用の合計が [REDACTED] 円で、それを超える金融機関のファンドラップ投資状況報告書が添付されています。なお、1 m<sup>2</sup>当たりの土地買収費は約 1 m<sup>2</sup>当たり [REDACTED] 円です。

このファンドラップとは、顧客（投資家）の資産運用の考え方をもとに複数のファンドを組み合わせた資産配分を提案し、それに基づき資産管理及び運用をプロに一任するサービスのことをいいます。事業資金にはこれを現金化して充てる予定ですが、元本割れにより転用事業費を下

議長  
久米委員

回ることになってしまった場合には、事業主である譲受人の預貯金で不足分に対応する計画だということです。

被害防除計画について説明します。申請地の北側には農地が隣接していますが、境界から最低3m離して建築する計画となっているため、日照及び通風等への影響はないと思われますし、隣接農地の耕作者3名からは転用事業に同意する旨の文書が添付されています。

町道と接している南側以外の境界部分については、L型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっていますし、雨水については、敷地内に設置する雨水浸透枠から町道に向かって水路を新設し、南側の既設水路に接続させて放流、生活排水は公共下水道に接続させて処理する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は美好集落内に位置する小区画の農地で、申請地を含む一団の農地面積が10ha未満であることから「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「集落接続（既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

申請番号11番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

3ページの説明図にもありますように、申請地は逢束の国道9号線沿いにある自動車工場北側に隣接する農地で、国道との間には大規模な段差があり行き来をすることができないため、県道側から出入りをしなければなりません。申請地の東側の土地は既に転用許可や非農地証明の許可が出ていて、従業員の通勤車両の駐車場や部品を取るための車の保管場所になっています。事務局の説明にもありましたように、今回の申請は既存の駐車場を拡張するためのものであることから、転用を許可しても問題ないと感じていますが、申請地の南側には青線が存在しているようですので、転用事業をされる際には水路管理者の境界立会が必要だと考えます。

申請番号12番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の遠藤委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

6ページの説明図にもありますように、申請地は徳万国道9号線から町道を南側に入って行った場所に位置する農地で、現在は芝畑として管理がされていました。申請地北側の隣接農地にも芝が植えてありましたが、耕作者からは転用事業についての同意書をもらっておられるということですし、位置的にも異存はなく被害防除計画も適切であるということから、転用を許可しても問題ないと感じています。

ただし、事業を行った後で申請地西側と南側部分に残る約600m<sup>2</sup>の

	転用残地は、これまでと同様に芝畠として管理をされるということですが、水の抜け場がないので排水路を確保される方が良いと考えます。
	申請番号13番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の丸山委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。
	9ページの説明図にもありますように、申請地はカウベルホールから北に向かって約150m離れた、美好集落内の町道に面した場所に位置している農地です。東側と北側の隣接農地は地元の方がぞうじ畠として利用されていましたが、3名の耕作者からは転用事業についての同意書をもらっておられるということですし、自宅敷地に隣接する申請地に家を建て替えるという内容の申請となりますので、転用を許可しても問題はないと言っています。
	ただし、北側隣接農地の耕作者の方が農地の管理や耕作をする際に、農業用機械の往来が可能な通路があれば便利だと感じましたので、町道からの進入路を確保されるのが望ましいと考えます。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。
(安谷委員より挙手あり)	
安谷委員	申請番号11番について質問します。転用施設は駐車場と説明がありましたが、車はどこから入るのでしょうか。
事務局	4ページの説明図をご覧ください。申請地東側の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の土地を譲受人がすでに取得されていますので、北側の県道大栄赤崎線から出入することができます。
安谷委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
(質問等無し)	
	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。
(挙手多数)	
	賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。
	続きまして議案第40号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページから21ページをご覧ください。議案第40号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。
	申請番号4番 農地の所在 大字逢束[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積63m <sup>2</sup> 、判定地目 宅地。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は440m <sup>2</sup> となっています。利用状況については、「平成9年に居宅を建築して以来、自宅の庭として自宅と一体的に利用

	<p>し現在に至る。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたって耕作されおらず農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p> <p>申請番号5番 農地の所在 大字櫻下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積116m<sup>2</sup>、判定地目 宅地。利用状況については、「昭和61年に住宅を建てた時から、住宅敷地の一部として利用し現在に至る。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的なかい廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたり住宅の敷地や庭として利用され農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。</p> <p>申請番号6番 農地の所在 大字逢東 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積750m<sup>2</sup>、判定地目 山林原野。利用状況については、「耕作を止めてから約40年以上耕作していません。現在は竹林や雑草が生い茂る原野となっており、また申請地に至る進入路も無いことから、今後も農地として利用することはありません。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたって耕作されおらず農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>申請番号4番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>13ページの説明図にもありますように、申請地は逢東の国道9号線</p>
--	---

議長  
久米委員

	<p>沿いに建っている町の防災備蓄倉庫北側に位置する土地で、周囲は宅地と道路に囲まれていて隣接している農地はありませんでした。</p> <p>事務局の説明にもありましたように、以前から西側に建っている申請人宅の庭として使われていたため、長年農地として管理がされていないと思われる状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。</p> <p>申請番号5番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>16ページの説明図にもありますように、申請地は棚下集落内にある申請者自宅の西側に隣接している土地です。</p> <p>事務局の説明にもありましたように、以前から車の駐車場及び住宅敷地の一部として使われていたため、長年農地として管理がされていないと思われる状況を確認できましたので、非農地と判断しても問題はないと考えます。</p> <p>申請番号6番について報告します。11月7日に山本委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>19ページの説明図にもありますように、申請地は5条申請で審議された申請番号11番の申請地北側に隣接する土地で、現地では人の背丈以上の雑木や竹、雑草がかなり生い茂っていて、長年農地として管理がされていない状況となっていました。</p> <p>申請地の周囲は全て宅地で隣接する農地はないことから、非農地と判断しても問題はないと考えますが、申請地の北側に青線ではない水路がありましたので、この水路の所有者が申請人だということでれば、非農地として許可された後も適切に管理をしてもらいたいと思います。以上です。</p>
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。 (村上委員より挙手あり)
村上委員	申請番号4番について質問します。15ページの説明図①を見ると、すでに下水道が整備されていると思われる土地が写っていますが、この写真は申請地の一部を写したものなのでしょうか。
事務局 村上委員 議長	申請地の一部を北側から撮影したものです。 分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたし

	<p>ます。</p> <p>続きまして議案第41号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する石賀委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀委員の退席を確認)</p> <p>議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>22ページをご覧ください。議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号418番 農地の所在 大字楓下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積738m<sup>2</sup>。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和5年11月13日、終期は令和10年11月12日、期間は5年間で新規、内容は芝となっています。</p> <p>申請番号419番から、24ページの申請番号422番までの外4件についてはご覧のとおりです。</p> <p>25ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号423番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積303m<sup>2</sup>。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,303m<sup>2</sup>となっています。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和5年11月13日、終期は令和15年11月12日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号424番から、27ページの申請番号427番までの外4件についてはご覧のとおりです。</p> <p>28ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号7番 農地の所在 大字楓下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,847m<sup>2</sup>。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人です。利用目的は野菜、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年11月30日となっています。</p> <p>なお、譲受人は北栄町の認定農業者です。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の举手により採決を取りた</p>
議長	

	<p>いと思います。</p> <p>(举手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(石賀委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第42号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>29ページをご覧ください。議案第42号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号90番 農地の所在 大字山田 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目とともに畑、面積2, 578m<sup>2</sup>。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は [REDACTED]円、始期は令和6年1月1日、終期は令和10年12月31日、期間は5年間で再設定、内容は野菜となっています。</p> <p>なお、転貸欄の借賃より貸付欄の借賃の方が [REDACTED]円高くなっていますが、これは地籍調査が行われた結果、令和2年5月12日の契約当初より申請地の面積が34m<sup>2</sup>少なくなったことによるものです。</p> <p>申請番号91番についてはご覧のとおりです。</p> <p>以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。</p> <p>その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、11月7日に行われた農家相談の報告を久米委員にお願いします。</p>
久米委員 議長	<p>(農家相談2件報告)</p> <p>「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書（案）について」について、丸山農政委員会長に報告をお願いします。</p>
丸山委員 議長	<p>(「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書（案）について」について報告)</p> <p>「香川県善通寺市農地管理公社視察研修」について報告します。</p> <p>(「香川県善通寺市農地管理公社視察研修」について報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありました</p>

らお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和5年度 第9回琴浦町農業委員会総会を終了します。